

兵庫県公報

令和5年6月23日 金曜日 第424号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和6年度兵庫県立総合衛生学院入学試験の実施（医務課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）	4
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	4
病院局公告	
○ 入札公告	5
○ 同 上	7
○ 落札者等の公示	9
○ 同 上	10
公安委員会規則	
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10
正 誤	
○ 令和5年3月31日付け兵庫県公報第10号外中	12
○ 令和5年5月8日付け兵庫県公報号外中	12

公布された法令のあらまし

◎警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、遠隔地水上警戒業務に従事した警察職員のうち、特に困難で心身に著しい負担を与える当該業務に従事したものに対して支給する特殊勤務手当について一定額が加算されること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第687号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和6年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修 業 年 限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 20人 程度 (うち 県内優 先枠 10人 程度)	1年	保健師助産師看護師 法(昭和23年法律第203 号)第21条各号のい ずれかに該当する女子(本 学院入学時において 該当する見込みの者 を含む。)	第1次試験 令和6年1月9日(火) 午前9時50分から	学科試験 基礎看護学・小児 看護学・母性看護学
				第2次試験 令和6年1月10日(水) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接 (第1次試験合格者 に限る。)
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 40人 程度	3年	准看護師として3年 以上業務に従事してい る者(本学院入学時 において該当する見 込みの者を含む。)又は学校 教育法(昭和22年法律 第26号)第90条第1項 の規定に該当する(本 学院入学時において 該当する見込みの者 を含む。)准看護師(本 学院入学時において 当該免許を取得して いる見込みの者 を含む。)	学科試験 令和6年1月11日(木) 午前9時50分から 面接 令和6年1月12日(金) 午前9時30分から	1 学科試験 (1) 専門基礎科目・ 専門科目(准看護 師試験に準ずる。) (2) 国語(近代以降 の文章) 2 面接
歯科衛生 学科	推薦 20人 程度	3年	次の全てに該当する 者 1 県内の高等学校又 は中等教育学校を令 和6年3月卒業見 込みで当該学校長が推 薦した者 2 調査書の学習成績 概評がB段階以上の 者 3 合格した場合、必 ず本学院に入学し、 卒業後、県内に勤務 する予定の者	学科試験 令和5年11月9日(木) 午前9時45分から 面接 令和5年11月10日(金) 午前9時00分から	1 学科試験 国語(近代以降の 文章) 2 面接
	一般 20人 程度	3年	学校教育法第90条第 1項の規定に該当する 者 (本学院入学時にお いて該当する見込み の者を含む。)	第1次試験 令和6年1月11日(木) 午前9時50分から 第2次試験 令和6年1月12日(金) 午前9時30分から	学科試験 (1) 国語(近代以降 の文章) (2) 英語 面接(第1次試験合格 者に限る。)

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書（兵庫県立総合衛生学院において、令和5年7月10日（月）から同年12月8日（金）まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、下記(4)の受験料（普通為替）を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間（いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものにより受け付ける。）

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	令和5年11月27日（月）から同年12月8日（金）まで
看護学科2年課程（定時制）	一般	令和5年11月27日（月）から同年12月8日（金）まで
歯科衛生学科	推薦	令和5年10月25日（水）から同年10月31日（火）まで
	一般	令和5年11月27日（月）から同年12月8日（金）まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円（普通為替）

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話（078）733-6611（代表）



兵庫県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
加古川市雁戸井土地改良区	令和5年5月12日



兵庫県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
加古川市北部土地改良区	令和5年5月9日



兵庫県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
中場池土地改良区	令和5年5月1日



兵庫県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
加古川西部土地改良区	令和5年5月16日



兵庫県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
野瀬土地改良区	令和5年5月9日



兵庫県告示第693号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和5年6月23日

神戸県民センター長 大久保和代

- 重要調整池の所在地
神戸市垂水区名谷町字権行司1191-1外2町外8字外263筆
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
(仮称) 神戸市名谷町社谷土地区画整理事業	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号	三澤 剛



兵庫県告示第694号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年6月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04中播位置 0011号	5.6.12	宍粟市山崎町横須字西深田130番1の一部、 132番1の一部、140番4の一部	5.0 4.5	73.9 43.2

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年6月23日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立西宮病院長 野口 眞三郎

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
県立西宮総合医療センター（仮称）ナースコールシステム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和8年1月30日限り
- (4) 履行場所
県立西宮総合医療センター（仮称）西宮市津門大塚町1
- (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の技術的要件を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品にかかる迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品または類似の製品に関して過去に400床以上の病院で納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9 県立西宮病院総務部経理課 電話（0798）34-5151 内線3208
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4（5）サで提出を求める誓約書の交付期間
令和5年6月23日（金）から同年7月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書の受付期間
上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和5年8月7日（月）10時00分 県立西宮病院 3号棟4階 中会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年8月4日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年8月4日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年8月14日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3450
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和5年6月23日（金）から同年7月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等（兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和5年8月7日（月）午前11時 場所は入札説明書に明示する。
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年8月4日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年8月4日（金）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和5年7月7日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Doctor car and onboard medical devices, 1set
- (3) Delivery period:
Mar 29, 2024
- (4) Delivery place:
Hyogo Emergency Medical Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 Jul 7, 2023
- (6) Deadline for tender:
17:00 Aug 4, 2023 by mail
11:00 Aug 7, 2023 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 3450

~~~~~

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年6月23日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ナースコール更新
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地  
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和5年5月15日
- 4 落札者の名称及び住所  
アーベス株式会社神戸営業所 神戸市兵庫区南仲町2-26
- 5 落札金額  
40,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年4月4日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和5年6月23日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立西宮病院長 野口 眞三郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電話交換機更新
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
県立西宮病院 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和5年5月15日
- 4 落札者の名称及び住所  
田中工業株式会社 神戸市中央区筒井町3-10-19
- 5 落札金額  
15,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年4月4日

**公安委員会規則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年6月23日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

**兵庫県公安委員会規則第10号**

**警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第1号の2の作業の項中

「

|                                                                                 |                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 現に被疑者が銃砲又は爆発物（以下「銃砲等」という。）を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員                | 固定配置以外の場合<br>日額1,640円<br>固定配置の場合<br>日額1,100円 |
| 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業に従事する職員（現に被疑者が銃砲等を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員を除く。） | 固定配置以外の場合<br>日額1,100円<br>固定配置の場合<br>日額820円   |
| 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員                                      | 日額820円                                       |

」

を

「

|                                                                                           |                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 現に被疑者が銃砲等又は爆発物を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員                                      | 固定配置以外の場合<br>日額1,640円<br>固定配置の場合<br>日額1,100円 |
| 現に銃砲等又は爆発物を所持する被疑者の逮捕の作業に従事する職員（現に被疑者が銃砲等又は爆発物を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員を除く。） | 固定配置以外の場合<br>日額1,100円<br>固定配置の場合<br>日額820円   |
| 銃砲等又は爆発物が使用された暴力団抗争事件において固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員                                           | 日額820円                                       |

」

に改め、同表条例第2条第1項第1号の4の業務の項中

「

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 当該業務に従事する職員として本部長が指定するもの | 日額1,100円 |
|--------------------------|----------|

」

を

「

|                          |                                                                             |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 当該業務に従事する職員として本部長が指定するもの | 日額1,100円<br>（特に困難で心身に著しい負担を与えることとなる日没時から日出時までの間に行う当該業務にあつては、当該額に550円を加算した額） |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和5年6月20日から適用する。

正 誤

○令和5年3月31日付け（兵庫県公報第10号外）

兵庫県病院局管理規程第3号（病院局組織規程等の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)  | (誤)        | (正)         |
|-------|------|------------|-------------|
| 8     | 上から2 | 2          | 79の2        |
| 9     | 上から1 | 別表第4（2条関係） | 別表第4（第2条関係） |



○令和5年5月8日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県病院局管理規程第6号（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)  | (誤)                               | (正)                                                   |
|-------|------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 2     | 下から4 | 附則第79項を附則第65項とし、附則第80項を附則第66項とする。 | 附則第79項を附則第65項とし、附則第79項の2を附則第65項の2とし、附則第80項を附則第66項とする。 |